○国土交通省告示第九百三十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	関越自動車道上越線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	長野県埴科郡坂城町大字坂城字赤林七二六七番二から同県埴科郡坂城町大字坂城字蓬平五五九九番二まで	前	最大 一一〇 最小 三七	一三三
		後	最大 一一〇 最小 三七	

○国土交通省告示第九百三十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年九月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5791号	航海用レーダー	ＦＡＲ－2018－ＭＡＲＫ－２－12ＡＦ－ＣＡＴ２	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5792号	〃	ＦＡＲ－2018－ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5793号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5794号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－24ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5795号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－20ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5796号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－24ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5797号	〃	ＦＡＲ－3025－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5798号	〃	ＦＡＲ－3025－24ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5799号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－36ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5800号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5801号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－20ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5802号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－24ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5803号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－20ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5804号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－24ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5805号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－ＮＸＴ－36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5806号	自動物標追跡装置	ＦＡ－3005－ＣＡＴ２	〃	〃
第5807号	〃	ＦＡ－2008－ＭＡＲＫ－２－ＣＡＴ２	〃	〃
第5808号	自動衝突予防援助装置	ＦＡ－3005－ＣＡＴ１	〃	〃
第5809号	〃	ＦＡ－2008－ＭＡＲＫ－２－ＣＡＴ１	〃	〃

○防衛省告示第二百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年十月三日次のとおり決定された。

令和七年十月七日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十四日から 同月三十一日までの間
二〇一二	三沢対地射爆撃場	三沢市	国有	土地：約四六、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十四日から 同月三十一日までの間
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	民有 国有	土地：約八、一〇〇平方メートル 建物：約一四〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十七日から 同年十一月一日までの間